

京都市交通局会計年度任用職員の給与その他の給付に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第17号

京都市交通局会計年度任用職員の給与その他の給付に関する規程の一部を改正する規程

第1条 京都市交通局会計年度任用職員の給与その他の給付に関する規程の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|-------------------------------------|----------------------|---|-------------------------------------|----------------------|---|
| (給料) 第3条 (略) (1) 会計年度任用職給料表第1 | | | (給料) 第3条 (略) (1) 会計年度任用職給料表第1 | | |
| 職務 の級 | 号給 | 給料月額 | 職務 の級 | 号給 | 給料月額 |
| 1級 | 1号給から 97号給ま で | 中欄に掲げる各号給の 数と京都市交通局職員 給与規程（以下「給与規 程」という。）別表第1 の1企業職給料表第1 （以下「給料表第1」と いう。）におけるそれぞ れ同数の号給に対応す る同表の1級の欄に掲 げる給料月額と同額 | 1級 | 1号給から 97号給ま で | 中欄に掲げる各号給の 数と京都市交通局職員 給与規程（以下「給与規 程」という。）別表第1 の1企業職給料表第1 （以下「給料表第1」と いう。）におけるそれぞ れ同数の号給に対応す る同表の1級の欄に掲 げる給料月額と同額 |
| 2級 | 1号給から 137号給 まで | 中欄に掲げる各号給の 数と給料表第1におけ るそれぞれ同数の号給 | 2級 | 1号給から 137号給 まで | 中欄に掲げる各号給の 数と給料表第1におけ るそれぞれ同数の号給 |

| | | | | | |
|--|-----------------------------|--|--|-----------------------------|--|
| | | に対応する同表の2級の欄に掲げる給料月額と同額 | | | に対応する同表の2級の欄に掲げる給料月額と同額 |
| 3級 | 1号給から <u>105号給</u> まで | 中欄に掲げる各号給の数と給料表第1におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の <u>5級</u> の欄に掲げる給料月額と同額 | 3級 | 1号給から <u>117号給</u> まで | 中欄に掲げる各号給の数と給料表第1におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の <u>4級</u> の欄に掲げる給料月額と同額 |
| (2) (略) | | | (2) (略) | | |
| 2～4 (略) | | | 2～4 (略) | | |
| 5 第1項の規定にかかわらず、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「1号職員」という。）の給料月額は、前各項の規定によりその者に適用される給料月額に、その者の1月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数を法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の1月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。 | | | 5 第1項の規定にかかわらず、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「1号職員」という。）の給料月額は、前各項の規定によりその者に適用される給料月額に、その者の1月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数を法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「2号職員」という。）の1月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。 | | |
| 6 (略) | | | 6 (略) | | |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 京都市交通局会計年度任用職員の給与その他の給付に関する規程の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|------|------|
| (給料) | (給料) |

第3条 (略)

(1) 会計年度任用職給料表第1

| 職務 の級 | 号給 | 給料月額 |
|----------|----------------------|---|
| 1級 | 1号給から 97号給ま で | 中欄に掲げる各号給の 数と京都市交通局職員 給与規程（以下「給与規 程」という。）別表第1 の1企業職給料表第1 （以下「給料表第1」と いう。）におけるそれぞ れ同数の号給に対応す る同表の1級の欄に掲 げる給料月額と同額 |
| | 1号給から 137号給 まで | 中欄に掲げる各号給の 数と給料表第1におけ るそれぞれ同数の号給 に対応する同表の2級 の欄に掲げる給料月額 と同額 |
| 3級 | 1号給から 117号給 まで | 中欄に掲げる各号給の 数と給料表第1におけ るそれぞれ同数の号給 に対応する同表の4級 の欄に掲げる給料月額 と同額 |

(2) (略)

2～6 (略)

第3条 (略)

(1) 会計年度任用職給料表第1

| 職務 の級 | 号給 | 給料月額 |
|----------|----------------------|---|
| 1級 | 1号給から 93号給ま で | 中欄に掲げる各号給の 数と京都市交通局職員 給与規程（以下「給与規 程」という。）別表第1 の1企業職給料表第1 （以下「給料表第1」と いう。）におけるそれぞ れ同数の号給に対応す る同表の1級の欄に掲 げる給料月額と同額 |
| | 1号給から 149号給 まで | 中欄に掲げる各号給の 数と給料表第1におけ るそれぞれ同数の号給 に対応する同表の2級 の欄に掲げる給料月額 と同額 |
| 3級 | 1号給から 117号給 まで | 中欄に掲げる各号給の 数と給料表第1におけ るそれぞれ同数の号給 に対応する同表の4級 の欄に掲げる給料月額 と同額 |

(2) (略)

2～6 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

(第1条の改正に係る特定の号給の切替え)

- 2 令和5年4月1日（以下「令和5年切替日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の京都市交通局会計年度任用職員の給与その他の給付に関する規程第3条第1項の表の適用を受けていた会計年度任用職員のうち、同日において当該会計年度任用職員が属していた職務の級が3級であったものの令和5年切替日における号給は、令和5年切替日の前日においてそのものが受けていた号給（以下この項において「令和5年旧号給」という。）の給料月額と同額の号給とする。ただし、令和5年旧号給の給料月額と同額となる号給がない場合は、令和5年旧号給の給料月額に直近の額の号給とする。

(第1条の改正に係る給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 前項の規定により号給を切り替えられた会計年度任用職員で、令和5年切替日の前日から引き続き同一と認められる職務に従事するもののうち、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 前項の規定による給料の支給を受ける会計年度任用職員について、改正後の京都市交通局会計年度任用職員の給与その他の給付に関する規程の規定により第7条並びに第5条、第9条、第10条及び第12条の支給額を計算する場合における給料月額は、当該給料月額に前項の規定による給料の額を加えた額とする。

(交通局企画総務部職員課)